

# 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

ページ

○職員の分限処分

教育委員会

一

## 教育委員会

○宮城県教育委員会告示第十七号

職員の分限に関する条例（昭和二十六年宮城県条例第五十一号）第三条第三項の規定により、職員の分限処分について、次のとおり公示する。

平成二十七年十月一日

宮 城 県 教 育 委 員 会

一 被処分者

宮城県気仙沼向洋高等学校教諭 只野 浩二

二 処分内容

休職期間を平成二十七年十月十五日から平成二十八年十月十四日まで延長する。

休職期間中は無給とする。

三 処分事由

心身の故障により、長期の療養を要するため

四 教示

1 この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して六十日以内に宮城県人事委員会に対して不服申立てができる。ただし、この処分があつた日の翌日から起算して一年を経過したときは、不服申立てをすることができない。

2 この処分について不服があるときは、この処分についての不服申立ての裁決を経た後に、不服申立ての裁決があつたことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に宮城県を被告として仙台

地方裁判所にこの処分についての取消しの訴えを提起することができる。ただし、次に掲げる場合には、不服申立ての裁決を経ることなく、この処分についての取消しの訴えを提起することができる。

(一) 不服申立てをした日から三箇月を経過しても裁決がないとき。

(二) この処分、この処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(三) その他不服申立ての裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。